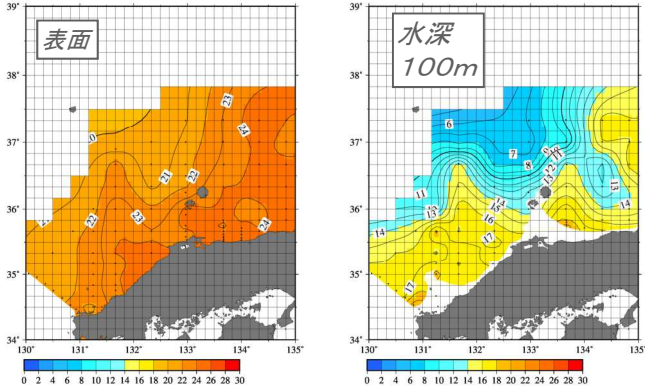
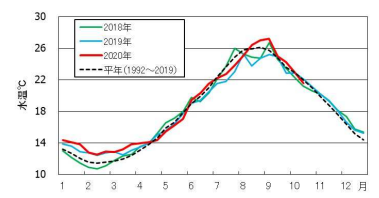




鳥取沿岸の水温

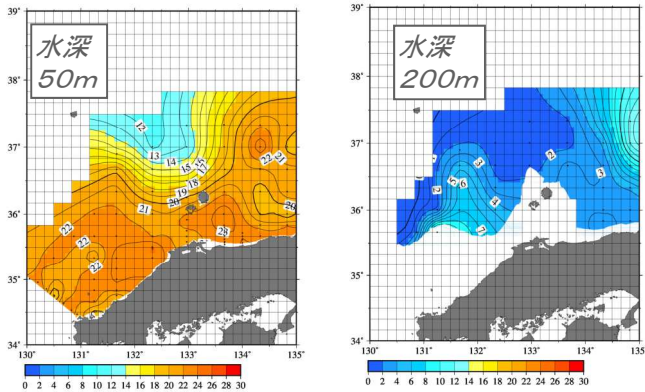
鳥取県栽培漁業センター 沈砂槽
(電話: 0858-34-3321)

10月中旬 21.5℃
平年より 0.5℃ 低め



鳥取県沖と隠岐諸島周辺海域の水温は23～24℃で、平年並みの値を示しています。

水温は14～18℃を示し、平年(直近20年)並みの値となっています。



水温は20～23℃を示し、平年(直近20年)よりやや高めの値(+1.2℃)を示しています。

兵庫県西部沖北緯36°40'以北に暖水域(10～13℃)があります。

水産試験場

美保湾のカタクチイワシ調査報告会を行いました

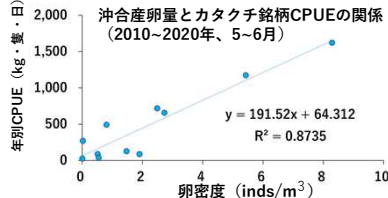
10月10日(土)に鳥取県漁協境港支所において、美保湾でイワシ類を漁獲する「すくい網」と「船曳網」の漁業者の方を対象に2018年度から実施している「カタクチイワシ資源実態調査」の報告会を行いました。

- 約2年半の調査の取り組みにより、
- 冬の低水温期に大型個体が湾内で越冬している可能性があること。
- 沖合での産卵量(第一鳥取丸による隠岐海峡でのネット採取量)と美保湾内での漁獲量に正の相関があること。

などを報告させていただきました。報告の後、調査へのコメントや要望を中心に活発な意見交換が行われ、漁場形成要因の検討等これからの調査について貴重な御要望をいただきました。これからも、漁業者の皆様役に役立つ情報を発信してまいりますので、引き続き御協力をよろしくお願い致します。



報告会の様子



スルメ・ケンサキイカの漁場探索調査を実施します

11月にスルメイカとケンサキイカを対象とした漁場探索調査を行います。

11月9日～12日*の間に2測点実施する予定です(*時化の場合は翌週に変更)。調査で欲しい海域がありましたら、水産試験場 藤岡(電話: 0859-45-4500)まで連絡をお願いします。

今回から、漁場探索調査結果の速報を、水産試験場HP内の調査研究(<https://www.pref.tottori.lg.jp/101110.htm>)で公開する予定です。

操業に活用して頂ければ幸いです。

令和2年4月から下記2社の広告を1年間掲載することになりました。

いつの時代も、技術とサービスをもって水産業・漁業の皆様を支援してまいります

西日本ニチモウ株式会社

本社 山口県下関市小月小島2丁目3-17 〒750-1136
電話 083-282-4041(代表) FAX 083-282-0424
境港営業所 鳥取県境港市栄町67番地 〒684-0006 電話 0859-44-0475 FAX 0859-42-6330

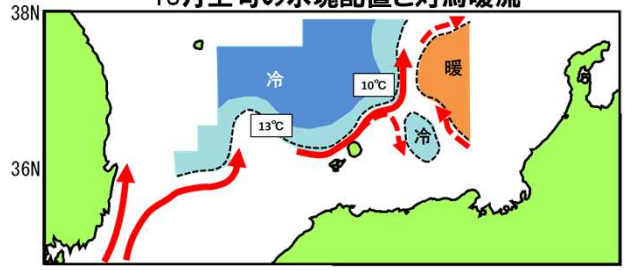
潮に夢を

共和水産株式会社

代表取締役 岩田 祐二

〒684-0006 鳥取県境港市栄町65番地
TEL: 0859-44-7171(代) FAX 0859-42-6530

10月上旬の水塊配置と対馬暖流



| | |
|---------------|---|
| 鳥根沖冷水 | 鳥根県沖北緯36°30'以北に認められます(10℃以下)。 |
| 山陰・若狭沖冷水 | 鳥取県沖では北緯37°以北に認められます(10℃以下)。 |
| その他の水塊 | 冷水域: 鳥取県東部沖 北緯36°10'～40'に冷水塊(12～13℃)が認められます 暖水域: 鳥取県東部沖 北緯36°30'以北に暖水域(15～18℃)が認められます。 |
| 対馬暖流 主流の流路 | 朝鮮半島東岸に沿って北上し、一部が鳥根沖冷水の13℃等温線に沿って流れると考えられます。その後、隠岐諸島北方を通り、北方に向かい流れると考えられ、また、一部が鳥取県東部沖の冷水塊に沿って南東に流れると考えられます。鳥取県東部沖暖水域周辺には時計回りの流れが生じると考えられます。 |

*県内の漁獲情報については水産試験場ホームページ(鳥取県水産試験場で検索してください)に詳しく掲載しています、是非ご利用ください。

★水産課からのお知らせ★

漁業調整規則の全面改正について

12月1日の改正漁業法の施行に伴い海面漁業調整規則を全面改正します。鳥取県で漁業を行うにあたり、最も重要な規則ですので、公布されましたら、新規規則の確認をお願いします。(公布は11月20日予定)

主な変更点

- **海面規則と内水面規則の一本化**
河口付近の取締上の疑義を解消するため海面及び内水面漁業調整規則を一本化。
- **知事許可漁業の追加、手続等の変更**
漁業権が無い区域でのあわび・なまこ漁業の追加、許可内容(制限措置、申請期間等)の公示、有効期間の延長(最大5年)など。
- **資源管理の状況等の報告**
資源管理の実用性を踏まえ、全ての知事許可漁業を行う者は4半期ごとの漁獲量等の報告が必要。
- **罰則規定**
法律が適用される罰則は規則から削除(規則違反か、法律違反か判りにくい状況を改善するため、罰則自体が無くなる訳ではない)。
- **禁止区域を明確化**
禁止区域を緯度経度で表示

栽培漁業センター

サワラ曳縄釣でのサンマ以外の餌を検討します

近年のサンマの不漁を受け、サワラ曳縄釣で使用する餌のサンマの入手が困難になりつつあります。そこで、当センターでは、以下の2つの試験を行います。

①サンマの代替餌の検討

サンマの形状とよく似た魚として、イカナゴの大型個体(成魚)である「おおなご」と「キュウリウオ」をサンマの代わりに餌として使い、試験操業を行います。
※おおなごは淀江の漁業者が試し、サンマと同等以上に釣れたとのこと(十分代替になると思われます)



画像: 上から、サンマのおおなご(約20cm) キュウリウオ(約18cm)

※冷凍おおなごを15kg(最低ロット)購入したところ おおなご200尾、めろうど(一回り小さいサイズ)33尾、キズ等損傷魚42尾、ホッケ1尾でした。
品質としては十分に使用できます(淀江で実釣済み)
詳細については、栽培漁業センター太田(電話: 0858-34-3321)まで

②疑似餌での検討

瀬戸内海等で使用されるツバメ潜航板でのテンテン(引角)仕掛け(2段で曳ける)と、淀江の漁業者からお借りした対馬で使用されている潜航板サワラツールでの弓角仕掛けの試験操業を行います。なお、弓角はノーマルのものと針の部分にフラッシュを付けたものを検討しようと思っています。

まずは、調査船おしどり等で試験操業を行います。漁船ひしめく漁場にお邪魔しますが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願い致します。